

# 福岡県公報

平成二十八年四月一日  
第三千七百八十一号  
増刊 ②

## 目次

規 則 (第三十九号―第四十七号)

- 福岡県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (子育て支援課) ……………一
- 福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………二
- 福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………四
- 福岡県事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………一九
- 福岡県児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (児童家庭課) ……………二五
- 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 (情報政策課) ……………二五
- 福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 (市町村支援課) ……………三三
- 福岡県自治紛争処理委員審理関係書類閲覧等規則 (市町村支援課) ……………三五

訓 令

- 福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課) ……………三九
- 福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) ……………四一

再 掲

- 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部の施行期日を定める規則 (情報政策課) ……………四三
- 福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (市町村支援課) ……………四三

## 規 則

福岡県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月一日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第三十九号

福岡県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福岡県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成十八年福岡県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条中「様式第三号」を「様式第二号」に改め、同条を第三条とする。

第五条第一項第一号中「様式第四号」を「様式第三号」に改め、同項第二号中「様式第五号」を「様式第四号」に改め、同項第三号中「様式第六号」を「様式第五号」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「様式第四号」を「様式第六号」に改め、同条を第五条とする。

第七条第一号中「様式第八号」を「様式第七号」に改め、同条第二号中「様式第九号」を「様式第八号」に改め、同条第三号中「様式第十号」を「様式第九号」に改め、同条第四号中「様式第十一号」を「様式第十号」に改め、同条第五号中「様式第十二号」を「様式第十一号」に改め、同条第六号中「様式第十三号」を「様式第十二号」に改め、同条第七号中「様式第十四号」を「様式第十三号」に改め、同条第八号中「様式第十五号」を「様式第十四号」に改め、同条第九号中「様式第十六号」を「様式第十五号」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とする。

様式第一号中「( )」を削る。

様式第一号中「( )」を削る。

様式第二号を削る。

様式第三号中「(第4号様式)」を「(第3号様式)」に改め、同様式を様式第二号とし、様式第四号中「(第5号様式)」を「(第4号様式)」に改め、同様式を様式第

三号とし、様式第五号中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に改め、同様式を様式第四号とし、様式第六号中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に改め、同様式を様式第五号とし、様式第七号その一中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」とし、同様式を様式第六号その一とし、様式第七号その二中「(第9条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同様式を様式第六号その二とし、様式第八号中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に改め、

「  
 ※認定の有効期間  
 を削り、  
 ※ 認定の有効期間は、保育所型認定ことも園の認定を行う場合のみ記載する。」

同様式を様式第七号とし、様式第九号中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同様式を様式第八号とし、様式第十号中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同様式を様式第九号とし、様式第十一号中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同様式を様式第十号とし、様式第十二号中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同様式を様式第十一号とし、様式第十三号中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同様式を様式第十二号とし、様式第十四号中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同様式を様式第十三号とし、様式第十五号中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同様式を様式第十四号とし、様式第十六号中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同様式を様式第十五号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月一日

福岡県規則第四十号

福岡県知事 小川 洋

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
 福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和三十二年福岡県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。  
 付則第九項の次に次の一項を加える。

(特例給料表適用者の国家公務員の職務の級に相当する職務の級)

10 次の各号に定める給料表の適用を受ける職員の国家公務員の職務の級に相当する職務の級は、第二十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、当該各号に定める職務の級とする。

- 一 福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十五年福岡県条例第十一号) 附則別表研究職特例給料表及び福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十五年福岡県条例第二十五号) 附則別表研究職特例給料表 六級

- 二 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年福岡県条例第四号) 附則別表第四医療職特例給料表(二)及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十八年福岡県条例第二十四号) 附則別表第四医療職特例給料表(二) 五級
  - 三 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十八年福岡県条例第二十八号) 附則別表第四公安職特例給料表 六級
- 別表第四行政職給料表の職務の級の欄中

一級	一級の三十六号給以下
二級	一級の三十七号給以上
三級	二級
四級	三級
五級	四級

に改め、同表研究職給料表の職務の級の欄中

一級 二級の四号給 以下	二級の五号給 から三十六号 給まで	二級の三十七 号給以上	三級（研究員 で十七号給以 上の号給を受 ける者を除く 。）	三級の十七号 給以上（研究 員に限る。）	四級（専門研 究員で十七号 給以上の号給 を受ける者及 び試験研究機 関の長等を除
--------------------	-------------------------	----------------	--	----------------------------	--

十級	九級	八級	七級	六級
----	----	----	----	----

一級の二十八 号給以下	一級の二十九 号給以上	二級	三級 四級（研究員 に限る。）
----------------	----------------	----	-----------------------

九級	八級	七級	六級	五級
----	----	----	----	----

五級の十三号	五級の二十 号給以上（試 験研究機関の 長等に限る。）	五級の二十一 号給以上（試 験研究機関の 長等に限る。）	五級（試験研 究機関の長等 で二十一号給 以上の号給を 受ける者及び 大規模試験研 究機関の長等 を除く。）	四級（専門研 究員で二十五 号給以上の号 給を受ける者 及び試験研究 機関の長等に 限る。）	四級の十七号 給から二十四 号給まで（専 門研究員に限 る。）	四級の十七号 給から二十四 号給まで（専 門研究員に限 る。）
--------	--------------------------------------	---------------------------------------	---	--	---	---

五級の十三号	五級（大規模 試験研究機関 の長等を除く 。）	四級の二十五 号給以上（研 究員を除く。）	四級の二十四 号給以下（研 究員を除く。）	四級の二十四 職給料表の職 号給以下（研 究員を除く。）
--------	----------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	---------------------------------------

に改め、同表公安職給料表の職務の級の欄中

「とは、保健環境研究所の部長、工業技術センターの部長及び研究所長、農林業総合試験場の副センター長、部長及び分場長、水産海洋技術センターの部長及び研究所長並びに科学捜査研究所の所長及び副所長をいい、」を削る。

別表第五行政職給料表の職務の級の欄中

給以上（警部に 限る。）
六級
七級
八級
九級

を

給以上（警部に 限る。）
六級
七級
八級

に改め、同表備考中「試験研究機関の長等

一級
二級
三級
四級
五級
六級
七級
八級
九級
十級

を

一級
二級
三級
四級
五級
六級
七級
八級
九級

に改め、同表研究職給料表の職務の級の欄中

四級（試験研 究機関の長等 を除く。）
四級（試験研 究機関の長等 を除く。）

四級（研究員 に限る。）
四級（研究員 を除く。）

に改め、同表公安職給料表の職務の級の欄中

に 限る。）
五級（大規模 試験研究機関 の長等を除く 。）

を

五級（大規模 試験研究機関 の長等を除く 。）
----------------------------------

に改め、同表備考中「試験研究機関の長

六級
七級
八級
九級

を

六級
七級
八級

等」とは、保健環境研究所の部長、工業技術センターの部長及び研究所長、農林業総合試験場の副センター長、部長及び分場長、水産海洋技術センターの部長及び研究所長並びに科学捜査研究所の所長及び副所長をいい」を削る。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用する。

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十一号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則（昭和三十四年福岡県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条の二十」を「第二十条の二十二」に、「新社会推進部の所掌事務」を「人づくり・県民生活部の所掌事務」に、「第三十条」を「第三十条の二」に、「第三十六条」を「第三十六条の二」に、

「第七款 削除

第一節の二 新社会推進部に属する出先機関」を

「第一節の二 企画・地域振興部に属する出先機関

第一款 パスポートセンター（第八十四条―第八十六条

）に、

第一節の三 人づくり・県民生活部に属する出先機関

「パスポートセンター」を「消費生活センター」に改める。

第六条第一項中「新社会推進部」を「人づくり・県民生活部」に改める。

第七条第二項第一号の表総務事務センターの項中「総務事務センター」を「総務事務

厚生課」に改め、同表私学学事振興局の項を削り、同項第二号の表に次のように加える

国際局	
国際政策課	政策係 管理係 交流推進係 アジア若者文化 交流係
地域課	東アジア係 東南アジア係 インド・欧米係

第七条第二項第三号中「新社会推進部」を「人づくり・県民生活部」に改め、同号の表青少年課の項を次のように改める。

文化振興課	
文化第一係	文化第二係

第七条第二項第三号の表県民文化スポーツ課の項中「県民文化スポーツ課」を「スポーツ振興課」に改め、同表男女共同参画推進課の項中「女性支援係」を「女性保護係」に改め、同表生活安全課の項中「女性・子ども安全係」を「女性・子ども安全係 消費

者安全係」に改め、同表国際交流局の項を次のように改める。

青局	
政策課	管理係 大学係
興成課	私学第一係 私学第二係 私学第三係
育成課	育成係 支援係

第七条第二項第五号の表保護・援護課の項中「企画調整係」を「調整係 生活困窮者自立支援係」に改め、同項第七号の表中小企業振興課の項の次に次のように加える。

新事業支援課	
新分野推進係	海外展開支援係 生活関連サ ビス振興係

第七条第二項第七号の表観光・物産振興課の項を削り、同表に次のように加える。

観光局	
観光政策課	企画管理係 観光資源係 物産振興係
観光振興課	国内誘客係 海外誘客係 受入環境係

第七条第二項第八号の表団体指導課の項の次に次のように加える。

輸出促進課	
輸出第一係	輸出第二係

第七条の二第一項の表総合政策課の項から県民文化スポーツ課の項までを次のように改める。

総合政策課	
エネルギー政策室	
文化振興課	九州国立博物館室
男女共同参画推進課	世界遺産登録推進室 女性活躍推進室

第七条の二第二項の表新雇用開発課の項、中小企業振興課の項及び園芸振興課の項を削る。

第七条の二第二項の表中「近代化遺産係 宗像・沖ノ島係」を「産業革命遺産係 宗像・沖ノ島遺産係」に改め、同表に次のように加える。

全国豊かな海づくり大会推進室

総務企画係 事業推進係

第八条第五項中「私学学事振興局、」を削り、「国際交流局」を「国際局、私学振興・青少年育成局」に改め、「人権・同和対策局」の下に、「観光局」を加え、同条第十六項中「総務事務センター」を「総務事務厚生課」に改める。

第十一条中第二十三号を第二十六号とし、第十五号から第二十二号までを三号ずつ繰り下げ、第十四号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 宗教法法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の施行に関すること。

第十一条第十三号の次に次の二号を加える。

十四 審査請求の審理に関すること。

十五 福岡県行政不服審査会に関すること。

第二十条の二の四（見出しを含む。）中「総務事務センター」を「総務事務厚生課」に改める。

第二十条の三及び第二十条の三の二を次のように改める。

第二十条の三及び第二十条の三の二 削除

第二十条の四の二を次のように改める。

第二十条の四の二 削除

第二十条の六第六項第十五号中「の施行」を「（昭和三十七年法律第五十号）の施行」に改める。

第二十条の八第一項中第十一号を第十二号とし、第一号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）の施行に関する事務のうち、小規模施設特定有線一般放送に関すること。

第二章第一節第二款第二目の二中第二十条の二十の次に次の二条を加える。

（国際局国際政策課の所掌事務）

第二十条の二十一 第七条第二項に規定する企画・地域振興部国際局国際政策課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 政策係

イ 国際関係行政の総合企画、調査及び調整に関すること。

ロ 公益財団法人福岡県中小企業振興センターに関する事務のうち、海外事務所に  
関すること。

ハ 海外派遣研修生との連絡調整に関すること。

二 管理係

イ 庶務に関すること（企画・地域振興部国際局地域課に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関する  
ことを除く。）を含む。）。

ロ 企画・地域振興部国際局の予算の総括に関すること。

ハ 財務会計に関すること。

ニ パスポートセンターに関すること。

ホ 公益財団法人福岡県国際交流センターに関すること。

三 交流推進係

イ 在住外国人及び外国人留学生に対する支援に関すること。

ロ 海外協力に関すること。

ハ 国連ハビタット福岡本部の支援に関すること。

ニ 移住関係団体の指導及び連絡調整に関すること。

四 アジア若者文化交流係

イ アジアにおける若者文化の交流に関すること。

（国際局地域課の所掌事務）

第二十条の二十二 第七条第二項に規定する企画・地域振興部国際局地域課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 東アジア係

イ 海外の自治体等との姉妹友好提携に関する事務のうち、東アジアに関する  
こと。

ロ 姉妹友好提携を行った海外の自治体等との交流に関する事務のうち、東アジア

に関すること。

ハ その他国際交流に関する事務のうち、東アジアに関すること。

ニ 庶務に関するもののうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

ホ 財務会計に関すること。

二 東南アジア係

イ 海外の自治体等との姉妹友好提携に関する事務のうち、東南アジアに関すること。

ロ 姉妹友好提携を行った海外の自治体等との交流に関する事務のうち、東南アジアに関すること。

ハ その他国際交流に関する事務のうち、東南アジアに関すること。

三 インド・欧米係

イ 海外の自治体等との姉妹友好提携に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ロ 姉妹友好提携を行った海外の自治体等との交流に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ハ その他国際交流に関する事務のうち、他係に属しないこと。

「第三目 新社会推進部の所掌事務」を「第三目 人づくり・県民生活部の所掌事務」に改める。

第二十一条第一項中「新社会推進部社会活動推進課」を「人づくり・県民生活部社会活動推進課」に改め、同項第八号及び第九号中「新社会推進部」を「人づくり・県民生活部」に改め、同項第十号中「新社会推進行政の」を「人づくり・県民生活部に係る」に改め、同項第十三号及び第十四号中「新社会推進部」を「人づくり・県民生活部」に改める。

第二十二条から第二十五条までを次のように改める。

(文化振興課の所掌事務)

第二十二条 第七条第二項に規定する人づくり・県民生活部文化振興課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 文化第一係

イ 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)の施行に関する事務のうち、大濠

公園能楽堂に関すること。

ロ 文化行政及び余暇行政の総合企画及び調整に関すること。

ハ 地域文化の振興に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ニ 芸術文化の振興に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ホ 文化団体に関する事務のうち、大濠公園能楽堂及び福岡県国際文化情報センターに関すること。

ヘ 著作権思想の普及に関すること。

ト その他文化振興に関すること。

チ 庶務に関すること(人づくり・県民生活部文化振興課九州国立博物館室及び世界遺産登録推進室に係るもの(公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。を含む。))。

リ 財務会計に関すること(人づくり・県民生活部文化振興課九州国立博物館室及び世界遺産登録推進室に係るものを含む。))。

ヌ アジア文化交流センターに関すること。

ル 福岡県国際文化情報センターに関すること。

ヲ 公益財団法人アクロス福岡に関すること。

二 文化第二係

イ 都市公園法の施行に関する事務のうち、筑後広域公園芸術文化交流施設に関すること。

ロ 地域文化の振興に関する事務のうち、筑後広域公園芸術文化交流施設、福岡県

立あまぎ水の文化村及び福岡県立もち文化センターに関すること。

ハ 芸術文化の振興に関する事務のうち、筑後広域公園芸術文化交流施設、福岡県

立あまぎ水の文化村及び福岡県立もち文化センターに関すること。

ニ 福岡県文化賞に関すること。

ホ 文化団体に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ヘ 福岡県立あまぎ水の文化村に関すること。

ト 福岡県立もち文化センターに関すること。

(文化振興課九州国立博物館室の所掌事務)

第二十三条 第七条の二第一項に規定する人づくり・県民生活部文化振興課九州国立博

博物館の所掌事務は、次のとおりとする。

一 九州国立博物館に関すること。

二 庶務に関するものうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

(文化振興課世界遺産登録推進室の所掌事務)

**第二十四条** 第七条の二第一項に規定する人づくり・県民生活部文化振興課世界遺産登録推進室の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 産業革命遺産係

イ 明治日本の産業革命遺産の保全及び活用に関すること。

ロ 庶務に関するものうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

二 宗像・沖ノ島遺産係

イ 宗像・沖ノ島と関連遺産群の世界遺産登録の推進に関すること。

(スポーツ振興課の所掌事務)

**第二十五条** 第七条第二項に規定する人づくり・県民生活部スポーツ振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 スポーツの推進に関する総合企画及び調整に関すること。

二 スポーツの奨励及びスポーツ行事の実施に関すること。

三 スポーツに関する指導助言に関すること。

四 スポーツに関する指導者の養成及び研修に関すること。

五 福岡県スポーツ推進審議会に関すること。

六 スポーツ団体に関すること。

七 庶務に関すること。

八 財務会計に関すること。

第二十六条を削る。

第二十七条中「新社会推進部」を「人づくり・県民生活部」に改め、同条第一号二中「こと」の下に「(人づくり・県民生活部男女共同参画推進課女性活躍推進室に係るもの(公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。))を含む。」を加え、同号ホ中「こと」の下に「(人づくり・

県民生活部男女共同参画推進課女性活躍推進室に係るものを含む。))」を加え、同条第二号中「女性支援係」を「女性保護係」に改め、同条を第二十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(男女共同参画推進課女性活躍推進室の所掌事務)

**第二十七条** 第七条の二第一項に規定する人づくり・県民生活部男女共同参画推進課女性活躍推進室の所掌事務は、次のとおりとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)の施行に関すること。

二 庶務に関するものうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

第二十八条から第三十条までを次のように改める。

(生活安全課の所掌事務)

**第二十八条** 第七条第二項に規定する人づくり・県民生活部生活安全課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 交通安全係

イ 道路交通法(昭和三十五年法律第五百号)附則第十六条の規定に基づく市町村の交通安全対策特別交付金に関すること。

ロ 交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第一百十号)の施行に関すること。

ハ 福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例(平成二十四年福岡県条例第一号)の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ニ 交通安全対策の総合企画、連絡、調整及び推進に関すること。

ホ 交通安全思想の普及に関すること。

ヘ 交通事故をなくす県民運動に関すること。

ト 庶務に関すること。

チ 財務会計に関すること。

リ 消費生活センターに関すること。

ヌ 福岡県交通事故相談所に関すること。

二 安全企画係

イ 福岡県安全・安心まちづくり条例(平成十九年福岡県条例第七十号)の施行に



関すること。  
 ロ 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する事務のうち、他係に属しないこと。

三 女性・子ども安全係

イ 犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第六十一号）の施行に関すること。  
 ロ 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する事務のうち、女性と子ども  
 の安全・安心の推進に関すること。

四 消費者安全係

イ 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の施行に関すること。  
 ロ 割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）の施行に関すること。  
 ハ 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四号）の施行に関すること。  
 ニ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三十四号）の施行に  
 関すること。

ホ 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の施行に関すること。  
 ヘ 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四  
 十八年法律第四十八号）の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ト 国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）の施行に関する事  
 務のうち、他係に属しないこと。

チ 石油需給適正化法（昭和四十八年法律第二百二十二号）の施行に関する事務のう  
 ち、他係に属しないこと。

リ 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の施行に関すること  
 。  
 ヌ ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）  
 の施行に関すること。

ル 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）の施行に関すること。

ヲ 福岡県消費生活条例（昭和五十二年福岡県条例第八号）の施行に関すること。

ワ 消費者行政の総合企画及び調整に関すること。

カ 消費生活及び物価に関する調査及び統計のうち、他係に属しないこと。

ヨ 消費生活及び物価に関する啓発及び情報の提供の総括に関すること。

タ 消費生活及び物価に関する相談の総括に関すること。

レ 消費者教育の推進に関すること。

（私学振興・青少年育成局政策課の所掌事務）

**第二十九条** 第七条第二項に規定する人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局政  
 策課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 地方青少年問題協議会法（昭和二十八年法律第八十三号）の施行に関すること。  
 二 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の  
 施行に関する事務のうち、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱  
 及び総合教育会議に関すること。

三 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）の施行に関する事務のう  
 ち、同法第三十条第一項から第三項まで並びに第三十一条第一項及び第二項に規定  
 する県立学校及び私立学校における重大事態の再調査に関すること。

四 福岡県青少年健全育成条例（平成七年福岡県条例第四十六号）の施行に関する事  
 務のうち、青少年の健全な育成を図るための総合的な計画の策定に関すること。

五 福岡県が設立する公立大学法人に関すること。

六 子ども及び若者の育成に関する総合企画、調査及び調整に関すること。

七 庶務に関すること。

八 財務会計に関すること。

2 私学振興・青少年育成局政策課管理係の所掌事務は、前項第五号に掲げる事務のう  
 ち他係に属しないこと並びに同項第七号及び第八号に掲げる事務とする。

3 私学振興・青少年育成局政策課大学係の所掌事務は、第一項第五号に掲げる事務の  
 うち、公立大学法人に係る評価、調査及び連絡調整並びに福岡県公立大学法人評価委  
 員会に関することとする。

（私学振興・青少年育成局私学振興課の所掌事務）

**第三十条** 第七条第二項に規定する人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学  
 振興課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 私学第一係

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の施行に関する事務のうち、私立  
 学校に関するもので他係に属しないこと。

ロ 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の施行に関する事務のうち、私立学校の教育職員に関するもので他係に属しないこと。

ハ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ニ 学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）の施行に関する事務のうち、私立学校に関する事。

ホ いじめ防止対策推進法の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ヘ 私立学校教育功労者の表彰、叙勲及び褒賞、その他表彰に関する事。

ト 庶務に関する事。

チ 財務会計に関する事。

二 私学第二係

イ 学校教育法の施行に関する事務のうち、私立幼稚園に関する事。

ロ 教育職員免許法の施行に関する事務のうち、私立幼稚園に関する事。

ハ 私立学校法の施行に関する事務のうち、私立幼稚園に関する事。

ニ 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）、理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）及びスポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）の施行に関する事務のうち、私立学校の補助金に関する事。

ホ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の規定に基づく私立学校施設災害復旧事業に関する事。

ヘ 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の施行に関する事。

ト 私立学校教育の助成に関する事。

三 私学第三係

イ 高等学校等就学支援金に関する事務のうち、私立学校に関する事。

ロ 高等学校等奨学給付金に関する事務のうち、私立学校に関する事。

ハ 私立学校の生徒等に対する就学支援に関する事。

第三十条の二

第七章第二項に規定する人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局

（私学振興・青少年育成局青少年育成課の所掌事務）

第三十条の二

第七章第二項に規定する人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局

（私学振興・青少年育成局青少年育成課の所掌事務）

第三十条の二 第七条第二項に規定する人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局

青少年育成課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の施行に関する事務のうち、同法

第六条の三第二号に規定する放課後児童健全育成事業に関する事。

二 福岡県青少年健全育成条例の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

三 青少年に関する県民運動の指導及び促進に関する事。

四 青少年団体の指導育成に関する事。

五 青少年及び青少年団体の指導者の養成に関する事。

六 青少年の海外体験に関する事。

七 青少年の非行防止及び立ち直り支援に関する事。

八 青少年のインターネットの適正利用に関する事。

九 青少年に係る相談員及び指導員等の連絡調整に関する事。

十 青少年アンビシャス運動の推進に関する事。

十一 放課後対策に関する事。

十二 庶務に関する事。

十三 財務会計に関する事。

2 私学振興・青少年育成局青少年育成課育成係の所掌事務は、前項第三号から第六号

まで、第十二号及び第十三号に掲げる事務とする。

3 私学振興・青少年育成局青少年育成課支援係の所掌事務は、第一項第二号及び第七

号から第九号までに掲げる事務とする。

第三十一条の二第二号中トをリとし、ヘをチとし、チの前に次のように加える。

ト 福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例（平成二十五年福岡県条例第十六号）

の施行に関する事。

第三十一条の二第二号中ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第九十五号）の施行に関

する事。

第三十一条の二第四号イ中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削る。

第三十一条の四第二号中ロを削り、ハをロとし、ニを削り、ホをハとする。

第三十一条の七の三第一項第三号中「第八号」を「第七号」に改める。

第三十一条の七の四第一項第三号中「に規定する放課後児童健全育成事業、地域子育

て支援拠点事業、一時預かり事業並びに保育所及び児童厚生施設を経営する事業」を「(子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、保育所又は児童厚生施設を経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業のうち利用者支援事業に限る。)及び第二号の二に規定する第二種社会福祉事業」に改め、同条第二項中「地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業」を「子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業及び児童厚生施設を経営する事業」に改め、同条第三項中「放課後児童健全育成事業並びに保育所及び児童厚生施設」を「小規模保育事業、病児保育事業、保育所を経営する事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業のうち利用者支援事業及び幼保連携型認定こども園」に改める。

第三十一条の七の五第三号二中「乳幼児」を「子ども」に改める。  
第三十一条の七の六第一号中ホをへとし、イからニまでをロからホまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)の施行に関すること。

第三十一条の七の七中第一号を次のように改める。

一 調整係

イ 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ロ 庶務に関すること。

ハ 財務会計に関すること。

第三十一条の七の七中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 生活困窮者自立支援係

イ 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治三十二年法律第九十三号)の施行に関すること。

ロ 社会福祉法の施行に関する事務のうち、同法第二条第二項第一号及び第七号に規定する第一種社会福祉事業並びに同条第三項第一号、第八号、第九号及び第十二号に規定する第二種社会福祉事業に関すること。

ハ ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成十四年法律第五十五号)の施行に関する事務のうち、企画、調査及び調整に関すること並びに福岡県ホームレス自立支援計画の推進に関すること。

ニ 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)の施行に関する事務のうち、企画、調査及び調整に関すること。

ホ 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第五十五号)の施行に関すること。

へ 福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例(平成二年福岡県条例第二十七号)の施行に関すること。

第三十一条の七の九第一号ハ中「(福祉労働部新雇用開発課新生活産業室に係るもの(公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。)を含む。)」を削り、同号二中「(福祉労働部新雇用開発課新生活産業室に係るものを含む。)」を削る。

第三十一条の七の十を次のように改める。

第三十一条の七の十 削除

第三十二条第一項中第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とし、同条第二項中「、第十一号、第十四号及び第十五号」を「及び第十一号から第十三号まで」に改める。

第三十二条の二の二第一号ホ中「(商工部中小企業振興課新事業展開支援室に係るもの(公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。)を含む。)」を削り、同号へ中「(商工部中小企業振興課新事業展開支援室に係るものを含む。)」を削る。

第三十二条の二の三を次のように改める。

(新事業支援課の所掌事務)

第三十二条の二の三 第七条第二項に規定する商工部新事業支援課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 新分野推進係

イ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)の施行に関すること。

ロ 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十

九年法律第三十九号)の施行に関する事。

ハ 創業支援に関する事。

ニ ベンチャー支援に関する事。

ホ 産業デザインに関する事。

ヘ 庶務に関する事。

ト 財務会計に関する事。

二 海外展開支援係

イ 海外投資の支援に関する事。

ロ 貿易の振興に関する事。

ハ 貿易に関する団体の指導育成に関する事。

ニ 経済交流拠点の形成に関する事。

三 生活関連サービス振興係

イ 生活関連サービス産業の振興に関する事。

第三十三条の三を削る。

第三十六条を次のように改める。

(観光局観光政策課の所掌事務)

第三十六条 第七条第二項に規定する商工部観光局観光政策課の各係ごとの所掌事務は

、次のとおりとする。

一 企画管理係

イ 観光振興施策の総合企画、調査及び調整に関する事。

ロ 庶務に関する事(商工部観光局観光振興課に係るもの(公印の管守、職員の

服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関する事を除

く。)を含む。)

ハ 財務会計に関する事。

二 観光資源係

イ 観光資源の開発に関する事。

三 物産振興係

イ 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)の施行

に関する事。

ロ 物産振興施策の総合企画、調査及び調整に関する事。

ハ 地場産業及び特産工芸品等の振興に関する事。

ニ 物産に関する団体の指導育成に関する事。

第二章第一節第二款第五目中第三十六条の次に次の一条を加える。

(観光局観光振興課の所掌事務)

第三十六条の二 第七条第二項に規定する商工部観光局観光振興課の各係ごとの所掌事

務は、次のとおりとする。

一 国内誘客係

イ 総合保養地域整備法(昭和六十二年法律第七十一号)の施行に関する事。

ロ 国内観光客の来訪及び周遊の促進に関する事。

ハ 庶務に関する事のうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集

及び保存並びに公文書の開示等に関する事。

ニ 財務会計に関する事。

二 海外誘客係

イ 外国人観光客の来訪及び周遊の促進に関する事。

三 受入環境係

イ 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)の施行に関する事。

ロ 国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の施行に関するこ

と。

ハ 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の施行に関する事。

ニ 観光客の受入環境の整備に関する事。

ホ 観光事業団体の指導育成に関する事。

第四十条第一号中へを削り、トをへとし、チをトとし、リをチとし、同条第五号に次

のように加える。

ホ 特用林産物の振興に関する事。

第四十二条第二号ホ中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫

定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法

」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(輸出促進課の所掌事務)

第四十二条の二 第七条第二項に規定する農林水産部輸出促進課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 輸出第一係

イ 農林水産物等の輸出促進に係る企画及び調整に関すること。

ロ 農林水産物等の輸出促進に関する事務のうち、アジア地域以外に関すること。

ハ 庶務に関すること。

ニ 財務会計に関すること。

二 輸出第二係

イ 輸出水産物の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百五十四号)の施行に関すること。

ロ 農林水産物等の輸出促進に関する事務のうち、アジア地域に関すること。

第四十三条第一号ホ中「(農林水産部園芸振興課輸出促進室に係るもの(公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等)に関するものを除く。を含む。)」を削り、同号へ中「(農林水産部園芸振興課輸出促進室に係るものを含む。)」を削る。

第四十三条の二を次のように改める。

第四十三条の二 削除

第四十三条の二の二第一号中ホをへとし、イからニまでをロからホまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)の施行に関すること。

第四十三条の四第二号ホ及び同条第三号ニ中「畜産物の価格安定等に関する法律」を「畜産物の価格安定に関する法律」に改める。

第四十三条の六第二号イ中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、同条第三号ハ中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に改める。

第四十三条の八の見出し中「漁業管理課」を「水産局漁業管理課」に改め、同条第四号へ中「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」を「有明海及び八

代海等を再生するための特別措置に関する法律」に改める。

第四十三条の八の二の見出し中「漁業管理課」を「水産局漁業管理課」に改め、同条中「所掌事務」を「各係ごとの所掌事務」に改め、各号を次のように改める。

一 総務企画係

イ 全国豊かな海づくり大会の開催に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ロ 庶務に関する事務のうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

二 事業推進係

イ 全国豊かな海づくり大会の開催に関する事務のうち、式典行事、海上歓迎・放流行事及び関連行事に関すること。

第四十三条の九の見出し中「水産振興課」を「水産局水産振興課」に改め、同条第二号イ中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、同号中ロを削り、ハをロとし、ニからヲまでをハからルまでとし、同条第三号ロ中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、同号中ニを削り、ホをニとし、へからルまでをホからヌまでとする。

第五十四条第一号中ルをヲとし、ヌをルとし、リを削り、チをヌとし、トをリとし、への次に次のように加える。

ト 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号)の施行に関すること。

チ 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)の施行に関すること(技術に関するものを除く。)

第五十四条第三号に次のように加える。

ホ 津波防災地域づくりに関する法律の施行に関する事務のうち、技術に関すること。

第五十七条第四号ロ中「こと」の下に「(流通業務地区における施設の建設等の規制に関するものを除く。)」を加え、同条第五号ロ中「関する」の下に「事務のうち、他係に属しない」を加え、同号ハを次のように改める。

ハ 流通業務市街地の整備に関する法律の施行に関する事務のうち、流通業務地区

における施設の建設等の規制に関するもので他係に属しないこと。  
第五十七条第六号口を次のように改める。

口 宅地造成等規制法の施行に関する事務のうち、直方市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、宗像市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、朝倉市、糟屋郡、遠賀郡、鞍手郡、朝倉郡、三井郡、京都郡及び築上郡の区域に係るものに関するのと。

第五十七条第六号中ホをへとし、ニをホとし、同号ハ中「福津市」の下に、「うきは市」を、「朝倉郡」の下に、「三井郡」を加え、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 流通業務市街地の整備に関する法律の施行に関する事務のうち、流通業務地区における施設の建設等の規制に係るもので、直方市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、宗像市、古賀市、福津市、宮若市、朝倉市、糟屋郡、遠賀郡、鞍手郡、朝倉郡、京都郡及び築上郡の区域に係るものに関すること。  
第六十五条第一項第一号の表福岡県公益認定等審議会等の項の次に次のように加える。

福岡県行政不服審査会	行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第四十三条の規定による知事の諮問に応じて答申すること その他同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。	総務部 行政経営企画課
------------	--	----------------

第六十五条第一項第一号の表福岡県公立大学法人評価委員会の項及び福岡県私立学校審議会の項を削り、同表福岡県自治紛争処理委員の項中「の規定による審査請求、再審査請求、審査の申立て又は」を「第百四十三条第三項（同法第百八十条の五第八項及び第百八十四条第二項において準用する場合を含む。）の審査請求又は同法の規定による審査の申立て若しくは」に改め、同表福岡県交通安全対策会議の項中「新社会推進部」を「人づくり・県民生活部」に改め、同項の次に次のように加える。

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十一條第二項の規定による	人づくり・県民生活部
--------------------------------------	------------

福岡県公立大学法人評価委員会	県が設立する公立大学法人の業務の実績に関する評価その他同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。	私学振興・青少年育成局 政策課
福岡県私立学校審議会	私立学校法第九条の規定による私立大学及び私立高等学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関すること。	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 私学振興課

第六十五条第一項第一号の表福岡県農業共済保険審査会の項中「の提起する」を「が審査を申し立てた」に、「訴」を「事項」に改め、同項第二号の表福岡県公務災害等補償認定委員会の項及び福岡県公務災害等補償審査会の項中「総務事務センター」を「総務事務厚生課」に改め、同表福岡県いじめによる重大事態再調査委員会による重大事態再調査の結果について、同法

福岡県いじめによる重大事態再調査の結果について、同法	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局
----------------------------	---------------------------

調査委員会	第三十条第二項及び第三十一条第二項の調査等を行うこと。	年育成局 政策課
福岡県青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護、矯正等に関して必要な事項を調査審議すること。	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 青少年育成課

第六十五条第一項第二号の表福岡県観光審議会の項中

「観光・物産振興課」を「観光局」に改める。

「観光政策課」

第六十九条第二項の表中「千代田区麴町二丁目二番地」を「港区西新橋二丁目八番六号」に改める。

第七十五条第一項中「第二十六条」を「第五十一条第一項」に改める。

第四章第一節第七款を削る。

第四章第一節の二の節名中「新社会推進部」を「人づくり・県民生活部」に改める。

第四章第一節の二第四款を次のように改める。

第四款 消費生活センター

(名称、内部組織、位置及び管轄区域)

第八十六条の九 消費者安全法第十条第一項の規定により設置された消費生活センターの名称、内部組織、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名 称	内 部 組 織	位 置	管 轄 区 域
福岡県消費生活センター	相談啓発課 事業者指導課	福岡市博多区 吉塚本町一三 番五〇号	福岡県の全域

(役付職員)

第八十六条の十 消費生活センターに所長を、同センターの各課に課長を置く。

(所掌事務)

第八十六条の十一 消費生活センターの各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 相談啓発課

- イ 消費生活及び物価に関する調査及び情報の収集に関すること。
- ロ 消費生活及び物価に関する啓発及び教育に関すること。
- ハ 消費生活及び物価に関する相談、苦情の処理のためのあつせん等に関すること。
- ニ 商品等の試験、検査等に関すること。
- ホ 庶務に関すること。
- ヘ 財務会計に関すること。

二 事業者指導課

イ 割賦販売法の施行に関すること。

ロ 家庭用品品質表示法の施行に関すること。

ハ 不当景品類及び不当表示防止法の施行に関すること。

ニ 消費生活用製品安全法の施行に関すること。

ホ 特定商取引に関する法律の施行に関すること。

ヘ ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の施行に関すること。

ト 福岡県消費生活条例の施行に関すること。

第四章第一節の二を第一節の三とし、第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二 企画・地域振興部に属する出先機関

第一款 バスポートセンター

(設置、名称、内部組織及び位置)

第八十四条 一般旅券の交付等の事務を行うため、バスポートセンターを設置する。

2 バスポートセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
福岡県バスポートセンター	福岡市中央区天神一丁目一番一号

3 パスポートセンターの内部組織の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
-----	-----

福岡県バスポートセンター 北九州支所	北九州市小倉北区浅野三丁目八番一号
福岡県バスポートセンター 久留米支所	久留米市合川町一六四二番地の一
福岡県バスポートセンター 飯塚支所	飯塚市新立岩八番一号

(役付職員)

第八十五条 パスポートセンターに所長及び次長を、同センターの支所に支所長を置く。

(所掌事務)

第八十六条 パスポートセンター及び同支所の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 パスポートセンター
- イ 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の施行の総括に関する事。
- ロ 庶務に関する事。
- ハ 財務会計に関する事(支所に係るものを含む)。

二 支所

- イ 旅券法の施行に関する事。
- ロ 庶務に関する事。

第八十七条第一項の表福岡県粕屋保健福祉事務所の項中「大字戸原字堀ノ内二三五番地の七」を「戸原東一丁目七番二六号」に改め、同条第二項中「及び管轄区」を「及び管轄区域」に改め、同項の表福岡県粕屋保健所の項中「大字戸原字堀ノ内二三五番地の七」を「戸原東一丁目七番二六号」に改める。

第二百二条第一項中「、第四十三条の二」を削り、同条第二項の表中

児童自立支援 施設	福岡県立福岡 学園	庶務課 指導課	筑紫郡那珂川町大字 後野二七九番地二
情緒障害児短 期治療施設	福岡県立筑後 いずみ園		筑後市大字下北島字 山本二一〇番

を

児童自立支援 施設	福岡県立福岡 学園	庶務課 指導課	筑紫郡那珂川町大字 後野二七九番地二
--------------	--------------	------------	-----------------------

に改める。

第百三条中「、福岡県立筑後いずみ園の指導課に寮長を」を削る。  
第百四条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第百六十二条第一項の表福岡県飯塚農林事務所の項中「治山第一係」を「治山係」に改め、「治山第二係」を削り、同条第三項の表福岡県福岡農林事務所福岡普及指導センターの項中「野菜花き課」を「園芸畜産課」に改め、「果樹畜産課」を削り、同表福岡県飯塚農林事務所飯塚普及指導センターの項中「野菜花き課」を「園芸畜産課」に改め、「果樹畜産課」を削り、同表福岡県飯塚農林事務所南筑後普及指導センターの項中「野菜花き課」を「野菜課」に改め、「花き係」を削り、「果樹畜産課」を「果樹花き畜産課」に、「果樹係」を「果樹花き係」に改める。

第百六十四条第一項第一号ハ(1)キ中「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法」を「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に改め、同号ハ(2)中「米穀等の引取等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」を「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に改め、同号ハ(3)イ中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、同号ハ(2)ウ中「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」を「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に改め、同項第二号ロ中「野菜花き課」を「園芸畜産課」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) 果樹係

(ア) 農業に関する技術及び知識の普及指導に関する事務のうち、果樹に係るものに關すること。

(4) 畜産係

(ア) 農業に関する技術及び知識の普及指導に関する事務のうち、畜産に係るものに關すること。

第百六十四条第一項第二号ハを削り、同項第三号ロ(ア)中「同号ハ(1)」を「(3)」に改め、同条第二項第一号ニ(1)ア中「前項第一号ニ(1)」を「前項第一号ニ(1)ア、ウ及びエ」



に改め、同号二(2)ア中「事務」の下に「(農地開発事務所の所掌事務を除く。)」を加え、同号二(2)に次のように加える。

(イ) 国営の土地改良事業等の調整及び促進に関すること(農地開発事務所の所掌事務を除く。)

第六百六十四条第二項第二号ロ(3)ア中「前項第二号ハ」を「前項第二号ロ(3)及び(4)」に改め、同項第三号ハ(1)ア中「前項第二号ハ(1)」を「前項第二号ロ(3)」に改め、同号ハ(2)ア中「前項第二号ハ(2)」を「前項第二号ロ(4)」に改め、同条第三項第六号ロ(2)ア中「及び同号ハ」を「から(4)まで」に改め、同条第四項第一号ホ(2)ア中「、中山間地域総合整備事業及び農地環境整備事業」を「及び農業水利施設保全対策事業」に改め、同号ト(1)中「治山第一係」を「治山係」に改め、同号ト(1)ア中「であつて直方市、飯塚市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡及び嘉穂郡の区域に係るものに関する事。」を削り、同号ト中(2)を削り、(3)を(2)とし、同項第二号ロ中「野菜花き課」を「園芸畜産課」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) 果樹係

ア 第一項第二号ロ(3)に規定する事務

(4) 畜産係

ア 第一項第二号ロ(4)に規定する事務

第六百六十四条第四項第二号ハを削り、同項第三号ロ(2)ア中「同号ハ(1)」を「(3)」に改め、同条第五項第一号二(2)ア中「事務」の下に「(農地開発事務所の所掌事務を除く。)」を加え、同号ホ(2)ア中「及び筑後市」を「、筑後市及び大木町」に改め、同号ホ(3)アを削り、同号ホ(3)イ中「及び大木町」を削り、同号ホ(3)イを同号ホ(3)アとし、同号ヘ(1)ア中「及び」を「並びに大牟田市、柳川市及びみやま市の区域の」に改め、同号ヘ(2)ア中「ため池等整備事業」の下に「、公害防除特別土地改良事業及び広川町の区域の農業水利施設保全対策事業」を加え、同号ヘ(2)アを同号ヘ(2)イとし、同号ヘ(2)にアとして次のように加える。

ア 地すべり等防止法の施行に関する事務のうち、農業用施設に関する事。

第六百六十四条第五項第二号ロ中「野菜花き課」を「野菜課」に改め、(3)を削り、同号ハ中「果樹畜産課」を「果樹花き畜産課」に改め、同号ハ(1)中「果樹係」を「果樹花き係」に改め、同号ハ(1)ア中「第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ロ(2)及び(3)」に改め

、同号ハ(2)ア中「第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ロ(4)」に改め、同項第三号ハ(1)ア中「第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ロ(3)」に改め、同条第六項第八号ロ(2)ア中「第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ロ(3)」に改め、同号ロ(3)ア中「同号ハ(2)」を「(4)」に改め、同条第七項の表福岡県福岡農林事務所福岡普及指導センター果樹畜産課畜産係の項及び福岡県飯塚農林事務所飯塚普及指導センター果樹畜産課畜産係の項中「果樹畜産課」を「園芸畜産課」に改め、同表福岡県筑後農林事務所南筑後普及指導センター果樹畜産課畜産係の項中「果樹畜産課」を「果樹花き畜産課」に改める。

第二三十一條第一項の表福岡県朝倉県土整備事務所の項中「小石原川ダム対策室」を削り、同表福岡県八女県土整備事務所の項中

「災害事業センター」

災害事業課

災害河川第一係

災害河川第二係

災害用地課

「災害事業室」

を 災害事業係 に改め、同表福岡県北九州県土整備事務所の項中「災害事業室」及び「災害用地係」を削る。

第二三十二條第四項中「、福岡県八女県土整備事務所の災害事業センターにセンター長を」を削り、「福岡県朝倉県土整備事務所の小石原川ダム対策室、福岡県北九州県土整備事務所」を「福岡県八女県土整備事務所」に改める。

第二三十三條第二項第二号に次のように加える。

ハ 津波防災地域づくりに関する法律の施行に関する事(技術に関するものを除く。)

第二三十三條第三項第一号イ中「事務」の下に「(第八号へに規定する事務を除く。)」を加え、同条第四項第六号イ中「第二項第二号ロ」の下に「及びハ」を加え、同条第五項第二号イ中「第二項第二号ロ及び」の下に「ハ並びに」を加え、同条第六項中「及び小石原川ダム対策室」を削り、第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第七項第一号イ中「第七号へ」を「第八号へ」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 災害事業室

イ 平成二十四年七月に発生した豪雨災害に伴う公共土木施設災害復旧事業、河川等災害関連事業その他災害関係事業に関すること。

第二百三十三条第八項中「、災害事業室」を削り、同項第一号イ中「第八号へ」を「第七号へ」に改め、同項第二号中「及び」の下に「ハ並びに」を加え、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同条第十二項第一号イ中「第二項第二号ロ」の下に「及びハ」を加え、同条第十三項第四号イ中「(同事業のために行う第一項第二号ハ、ホ、ル及びナからムまでに規定する事務を含む。)」を削る。

第二百四十条第二項の表福岡県五ヶ山ダム建設事務所の項中「工務第三係」を削る。  
第二百五十四条第二号中イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 津波防災地域づくりに関する法律の施行に関すること(技術に関するものを除く。)

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(福岡県観光審議会規則の一部改正)

2 福岡県観光審議会規則(昭和二十八年福岡県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第九条中「観光・物産振興課」を「観光局観光政策課」に改める。

(福岡県財務規則の一部改正)

3 福岡県財務規則(昭和三十九年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「総務事務センター」を「総務事務厚生課」に改める。

第五十三条第二項及び第三項中「総務事務センター課長」を「総務事務厚生課長」に改める。

第八十七条第一項中「総務事務センター」を「総務事務厚生課」に改める。

第九十六条第二項の表一の項資金前渡職員の欄及び資金前渡職員の代理者の欄、第一百一条第一項、第二百三十四条第一号、第二百三十六条第三項、第二百三十七条第一項及び第三項、第二百三十八条第一項及び第二項、第二百三十八条の二第一項、第

二百四十二条第一項第一号、第二百四十三条第一項及び第二項並びに第二百六十二条第一項第三号中「総務事務センター課長」を「総務事務厚生課長」に改める。

別表一の二の項上欄中「総務事務センター課長」を「総務事務厚生課長」に、「総務事務センター副課長」を「総務事務厚生課副課長」に、「総務事務センターの」を「総務事務厚生課の」に改め、同項中欄第三号中「総務事務センター」を「総務事務厚生課」に改め、同表の三の項下欄第二号、第三号及び第七号中「総務事務センター」を「総務事務厚生課」に改め、同表の備考中「総務事務センター課長」を「総務事務厚生課長」に改める。

別表三総務事務センターの項中「総務事務センター」を「総務事務厚生課」に改める。

別表六通知者の欄中「総務事務センター課長」を「総務事務厚生課長」に改める。  
様式第七十四号中

「総務事務」 「総務事務

センターを 厚生課 に改める。

課長課長 課長課長

様式第九十八号その一中「総務事務センター課長」を「総務事務厚生課長」に改める。

様式第二百七号中「総務事務センター」を「総務事務厚生課」に改める。

(議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部改正)

4 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則(昭和四十三年福岡県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第二十四条第一項中「総務事務センター」を「総務事務厚生課」に改める。

(福岡県職員の職の設置に関する規則の一部改正)

5 福岡県職員の職の設置に関する規則(昭和五十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表の一本庁の表第九号の六中「総務事務センター」を「総務事務厚生課」に改める。

(福岡県都市公園条例施行規則の一部改正)

6 福岡県都市公園条例施行規則(昭和五十二年福岡県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条及び第十三条中「新社会推進部県民文化スポーツ課長」を「人づくり・県民生活部文化振興課長」に改める。

(福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)

7 福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年福岡県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「新社会推進部」を「人づくり・県民生活部」に改める。

(福岡県男女共同参画審議会規則の一部改正)

8 福岡県男女共同参画審議会規則(平成十三年福岡県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「新社会推進部」を「人づくり・県民生活部」に改める。

(福岡県いじめによる重大事態再調査委員会規則の一部改正)

9 福岡県いじめによる重大事態再調査委員会規則(平成二十六年福岡県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第九条中「総務部私学学事振興局私学振興課」を「人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局政策課」に改める。

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月一日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県規則第四十二号**

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

福岡県事務委任規則(昭和四十年福岡県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中

「新社会推進部(第十九条の二、第十九条の五)」を

「企画・地域振興部(第十九条の二、第十九条の三)」に改める。

人づくり・県民生活部(第十九条の四、第十九条の六)」

第十三条第二号中「に係る」を「の長の所管に属する」に改め、同条第三号中「における」を「の長の所管に属する」に、「並びに第二項第一号及び第二号」を「及び第二項第一号から第三号まで」に改め、同条に次の一号を加える。

四 財務規則第二百十九条の規定に基づき行う出先機関等の長の所管に属する行政財産の使用目的の変更及び原状変更の許可のうち、財務規則第二百十六条第二項に係る行政財産の目的外使用に関すること。

第十四条の二第二項を削る。

第十九条の二及び第十九条の三を削り、第十九条の四を第十九条の二とし、第十九条の五を第十九条の三とし、同条の次に次の三条を加える。

(アジア文化交流センター所長委任事項)

**第十九条の四** 福岡県立アジア文化交流センター所長に、次に掲げる事務を委任する。

一 福岡県立アジア文化交流センターの管理及び運営に関する事務

この号中福岡県立アジア文化交流センター条例(平成十七年福岡県条例第十二号)を「条例」、福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則(平成十七年福岡県規則七十二号)を「規則」という。

イ 条例第三条第二項ただし書の規定に基づき、使用料を還付すること。

ロ 条例第四条の規定に基づき、使用料を減額し、又は免除すること。

ハ 規則第二条第二項の規定に基づき、臨時に休館し、又は開館すること。

ニ 規則第三条第二項の規定に基づき、臨時に開館時間等を変更すること。

ホ 規則第四条の規定に基づき、管理及び利用の手続を定めること。

ヘ 規則別表第二の一に掲げる普通観覧料のうち特別展示の観覧料及び同表の二(イ)に掲げる写真撮影等料金のうちその他の写真撮影等料金を定めること。

(女性相談所長委任事項)

**第十九条の五** 福岡県女性相談所長に、次の各号に掲げる事務を委任する。

一 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号。以下この号中「法」という。)の施行に関する事務

イ 法第三十四条第三項第一号の規定に基づき、要保護女子に関する各般の問題に

つき、相談に応ずること。

ロ 法第三十四条第三項第二号の規定に基づき、必要な調査並びに医学的、心理的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。

ハ 法第三十四条第三項第三号の規定に基づき、要保護女子の一時保護を行うこと。

ニ 要保護女子の帰郷のあつせん及び家庭復帰後の生活指導を行うこと。

ホ 要保護女子の関係機関への移送又は保護の委託に関する事務を行うこと。

ヘ 要保護女子の記録等の整備及び保管に関する事務を行うこと。

ト 巡回相談を行うこと。

チ 関係機関との連絡に関する事務を行うこと。

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第三条第三項から第五項までの規定に基づき、配偶者暴力相談支援センターに関する業務を行うこと。

ロ 法第五条の規定に基づき、婦人保護施設において被害者の保護を行うこと。

ハ 法第十四条第二項及び第三項の規定に基づき、裁判所の求めに応じて、書面の提出又は説明を行うこと。

（消費生活センター所長委任事項）

**第十九条の六** 福岡県消費生活センター所長に、次に掲げる事務を委任する。

一 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）を「施行令」という。

イ 法第四十条第一項の規定に基づき、法第二条第一項第一号に規定する割賦販売を業とする者に対し、その業務に関し報告をさせること。

ロ 法第四十条第三項の規定に基づき、個別信用購入あつせん業者に対し、その業務に関し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずること。

ハ 法第四十条第五項の規定に基づき、法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者又は指定受託機関に対し、その業務に関し報告をさせること。

二 法第四十条第九項の規定に基づき、個別信用購入あつせん関係販売業者、個別

信用購入あつせん関係業務提供事業者その他の個別信用購入あつせん業者と密接な関係を有する者として施行令で定める者（へにおいて「密接関係者」という。）

（）に対し、当該個別信用購入あつせん業者の法第三十五条の三の五及び第三十五条の三の七本文の規定の遵守の状況に関し参考となるべき報告又は帳簿、書類その他の資料の提出を命ずること。

ホ 法第四十一条第一項の規定に基づき、所属職員に、許可割賦販売業者、個別信用購入あつせん業者又は法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査をさせること。

ヘ 法第四十一条第五項の規定に基づき、所属職員に、密接関係者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査をさせること。

二 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第四条第一項の規定に基づき、法第三条第三項の規定により告示された同条第一項第一号に掲げる事項（以下この号イ中「表示事項」という。）を表示せず

、又は同条第三項の規定により告示された同条第一項第二号に掲げる事項（以下この号イ中「遵守事項」という。）を遵守しない販売業者（卸売業者を除く。）

に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること。

ロ 法第十条第一項の規定に基づき、家庭用品の品質に関する表示が適正に行われていないため一般消費者の利益が害されていると認められる旨の申出を受けること。

ハ 法第十条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による申出に関する調査を行うこと。

ニ 法第十九条第二項の規定に基づき、販売業者（卸売業者を除く。）から報告を徴し、又は所属職員にこれらの者の店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させること。

三 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号。以下この号中

「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第四条第二項の規定に基づき、表示をした事業者に対し、期間を定めて、当

該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。

ロ 法第九条第一項の規定に基づき、事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は所属職員に事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

四 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第四十条第一項の規定に基づき、消費生活用製品の販売の事業を行う者又は特定保守製品取引業者に対し、その業務の状況（届出事業者に対しては業務又は経理の状況）に関し報告をさせること。

ロ 法第四十一条第一項の規定に基づき、所属職員に、消費生活用製品の販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者の事務所、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させること。

ハ 法第四十二条第一項の規定に基づき、消費生活用製品の所有者又は占有者に対し、期限を定めて、消費生活用製品を提出すべきことを命ずること。

五 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）を「施行令」という。

イ 法第六条の二の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、期間を定めて、告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。

ロ 法第十二条の二の規定に基づき、表示をした販売業者又は役務提供事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。

ハ 法第二十一条の二の規定に基づき、販売業者又は役務提供事業者に対し、期間を定めて、告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。

ニ 法第三十四条の二の規定に基づき、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対

し、期間を定めて、告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。

ホ 法第三十六条の二の規定に基づき、表示をした統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。

ヘ 法第四十三条の二の規定に基づき、表示をした役務提供事業者又は販売業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。

ト 法第四十四条の二の規定に基づき、役務提供事業者又は販売業者に対し、期間を定めて、告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。

チ 法第五十二条の二の規定に基づき、業務提供誘引販売業者を行う者に対し、期間を定めて、告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。

リ 法第五十四条の二の規定に基づき、表示をした業務提供誘引販売業者を行う者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。

ヌ 法第六十条第一項の規定に基づき、特定商取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあると認める旨の申出を受けること。

ル 法第六十条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による申出に関する調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときに、法に基づく措置その他適当な措置をとること。

ヲ 法第六十六条第一項の規定に基づき、販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業者を行う者若しくは購入業者（以下この号中「販売業者等」という。）に対し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又は所属職員に販売業者等の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させること（同条第六項において準用する場合を含む。）。

ワ 法第六十六条第二項の規定に基づき、関連商品の販売を行う者その他の販売業

者等と密接な関係を有する者として施行令で定める者（以下この号ワ中「密接関係者」という。）に対し報告若しくは資料の提出を命じ、又は所属職員に密接関係者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させること（同条第六項において準用する場合を含む。）。

カ 法第六十六条第三項の規定に基づき、販売業者等と取引する者（同条第四項の規定が適用される者を除く。）に対し、当該販売業者等の業務又は財産に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずること（同条第六項において準用する場合を含む。）。

コ 法第六十六条第四項の規定に基づき、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者その他の者であつて、電磁的方法の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号又は同条第二号に規定する電気通信設備を識別するための文字、番号、記号その他の符号（電子メール広告の相手方の使用に係る電子計算機の映像面に表示されたもの又は電子メール広告をするために用いられたものうち当該電子メール広告をした者に関するものに限る。）を使用する権利を付与したことから、当該権利を付与された者の氏名又は名称、住所その他の当該権利を付与された者を特定するために必要な情報について、報告を求めること。

六 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第十条の規定に基づき、会員制事業者又は会員契約代行者に対し、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務に関し必要な措置をとるべきことを指示すること。

ロ 法第十七条第一項の規定に基づき、会員制事業者若しくは会員契約代行者に対し報告を求め、又は所属職員に会員制事業者若しくは会員契約代行者の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させること。

七 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第十一条の二第二項の規定に基づき、他の地方公共団体の長からの求めに応じ、当該他の地方公共団体の長に対し、消費生活相談の事務の実施により得られ

た情報で、当該他の地方公共団体の住民に関するものを提供すること。

八 福岡県消費生活条例（昭和五十二年福岡県条例第八号。以下この号中「条例」という。）の施行に関する事務

イ 条例第十一条第一項の規定に基づき、事業者が消費者に供給する商品等の安全の確保に関する調査を行うこと。

ロ 条例第十一条第二項の規定に基づき、事業者に対し、商品等の安全性について、資料の提出若しくは説明を求め、又は所属職員に事業者の事務所、事業所その他の事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させること。

ハ 条例第十二条第一項の規定に基づき、消費者に対し、事業者に危害防止勧告をした旨について周知すること。

ニ 条例第十四条の規定に基づき、消費者に対し、実施した商品等の試験、検査等の結果を提供すること。

ホ 条例第十七条第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する自主基準の設定、変更又は廃止の届出を受領すること。

ヘ 条例第十七条第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する自主基準の設定及び変更並びに遵守について、必要な指導又は助言を行うこと。

ト 条例第二十一条第一項の規定に基づき、不当な取引行為に関する調査を行うこと。

チ 条例第二十一条第二項の規定に基づき、事業者に対し、取引の仕組み、実態等についての資料の提出又は説明を求めること。

リ 条例第二十二条第一項の規定に基づき、消費者に対し、不当な取引行為の方法及び内容その他の必要な情報を提供すること。

ヌ 条例第二十三条第一項の規定に基づき、県民の消費生活との関連性が高い商品及び役務の需給及び価格の動向について、情報を収集するとともに、必要な情報を県民に提供すること。

ル 条例第三十一条の規定に基づき、消費者に対し、商品等に関する知識の普及及び情報の提供、生活設計に関する知識の普及等の啓発活動並びに消費生活に関する教育を行うこと。

ヲ 条例第三十四条第一項の規定に基づき、条例第二項各号に掲げる消費者の権利が侵され、又は侵されるおそれがあると認められる旨の申出を受けること。

ワ 条例第三十四条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による申出に関する調査を行うこと。

カ 条例第三十五条第一項の規定に基づき、消費者からの事業者の事業活動により消費生活上の被害を受けた旨（以下この号中「消費者苦情」という。）の申出の内容を調査し、当該消費者苦情を解決するための助言、あつせんその他の措置を講ずること。

コ 条例第三十五条第二項の規定に基づき、消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、資料の提出又は説明を求めること。

第二十条第二項第四号に次のように加える。

ニ 法第三十二条第一項の規定に基づき、法第三十一条第一項の規定に違反して表示をした者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすること。

ホ 法第三十二条第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

ヘ 法第三十二条第三項において準用する法第二十七条の規定に基づき、所属職員に、食品として販売に供する物であつて健康保持増進効果等についての表示がされたもの（特別用途食品及び法第二十九条第一項の承認を受けた食品を除く。）の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入らせ、販売の用に供する当該食品を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該食品を収去させること。

第二十条第三項第十四号中エをロとし、ケからコまでをセからイまでとし、セの前に次のように加える。

エ 法第四十四条の七第一項の規定に基づき、法第十五条第三項第三号に掲げる者に対し同号に定める検体を提出し、若しくは所属職員による当該検体の採取に依るべきことを勧告し、又はその保護者に対し当該検体を提出し、若しくは同号に掲げる者に所属職員による当該検体の採取に依りさせるべきことを勧告すること。

ヒ 法第四十四条の七第三項の規定に基づき、所属職員に同条第一項の規定による勧告に係る法第十五条第三項第三号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させること。

モ 法第四十四条の七第五項の規定に基づき、施行規則で定めるところにより、同条第一項の規定により提出を受け、若しくは所属職員が採取した検体又は同条第三項の規定により所属職員に採取させた検体について検査を実施すること。

第二十条第三項第十四号中マをシとし、オからヤまでをユからミまでとし、同号ノ中「第三十六条第三項」を「第三十六条第四項」に改め、同号ノを同号キとし、同号ホを同号サとし、同号ソからウまでを同号マからアまでとし、同号マの前に次のように加える。

ウ 法第二十六条の三第一項の規定に基づき、法第十五条第三項第七号又は第十号に掲げる者に対し、当該各号に定める検体又は感染症の病原体の提出を命ずること。

キ 法第二十六条の三第三項の規定に基づき、所属職員に同条第一項の規定による命令に係る法第十五条第三項第七号又は第十号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、当該各号に定める検体又は感染症の病原体を無償で収去させること。

ク 法第二十六条の三第五項の規定に基づき、施行規則で定めるところにより、同条第一項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は同条第三項の規定により所属職員に収去させた検体若しくは感染症の病原体について検査を実施すること。

コ 法第二十六条の四第一項の規定に基づき、法第十五条第三項第四号に掲げる者に対し、同号に定める検体を提出し、又は所属職員による当該検体の採取に依るべきことを命ずること。

ク 法第二十六条の四第三項の規定に基づき、所属職員に同条第一項の規定による命令に係る法第十五条第三項第四号に規定する動物又はその死体から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させること。

ヤ 法第二十六条の四第五項の規定に基づき、施行規則で定めるところにより、同条第一項の規定により提出を受け、若しくは所属職員が採取した検体又は同条第

三項の規定により所属職員に採取させた検体について検査を実施すること。

第二十条第三項第十四号中レをムとし、ホからタまでをルからラまでとし、同号二中「ナまで」を「コまで」に改め、同号二を同号ヌとし、同号ヌの前に次のように加える。

ホ 法第十五条第三項の規定に基づき、所属職員に、同項各号に掲げる者に対し当該各号に定める検体若しくは感染症の病原体を提出し、若しくは所属職員による当該検体の採取に応じることとを求めさせ、又は同項第一号から第三号までに掲げる者の保護者に対し当該各号に定める検体を提出し、若しくは同項各号に掲げる者に所属職員による当該検体の採取に応じさせることを求めさせること。

ヘ 法第十五条第四項の規定に基づき、施行規則で定めるところにより、同条第三項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は所属職員が採取した検体について検査を実施すること。

ト 法第十六条の三第一項の規定に基づき、法第十五条第三項第一号に掲げる者に対し同号に定める検体を提出し、若しくは所属職員による当該検体の採取に應じるときを勧告し、又はその保護者に対し当該検体を提出し、若しくは同号に掲げる者に所属職員による当該検体の採取に應じさせることを勧告すること。

チ 法第十六条の三第三項の規定に基づき、所属職員に同条第一項の規定による勧告に係る法第十五条第三項第一号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させること。

リ 法第十六条の三第七項の規定に基づき、施行規則で定めるところにより、同条第一項の規定により提出を受け、若しくは所属職員が採取した検体又は同条第三項の規定により所属職員に採取させた検体について検査を実施すること。

第二十条第三項第十四号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 法第十四条の二第三項の規定に基づき、施行規則で定めるところにより、同条第二項の規定により提出を受けた検体又は感染症の病原体について検査を実施すること。

第二十条第八項中「新社会推進部男女共同参画推進課」を「人づくり・県民生活部男

女共同参画推進課」に改める。

第二十七条第一号イ(4)中「第五条第二十四項」を「第五条第二十三項」に改める。  
第五十六条第一号ハ中「係る家畜」の下に「又はその死体」を、「当該家畜」の下に「又はその死体」を加え、同号ホ及びヘ中「よる検査」の下に「を受けた家畜若しくはその死体」を加える。

第七十条第三項第一号ホ中「こと」の下に「(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号中ワをヅとし、ヘからヲまでをヲからゾまでとし、同号ホ中「こと」の下に「(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号ホを同号ルとし、同号ニ中「こと」の下に「(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号ニを同号ヌとし、同号ハ中「こと」の下に「(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号ハを同号リとし、同号ロ中「こと」の下に「(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号ロを同号チとし、同号チの前に次のように加える。

ト 法第七十二条の二第一項の規定に基づき、必要な限度において、限度超過車両を所有する者等に対し道路管理上必要な報告をさせ、又は所属職員に限度超過車両を所有する者等の事務所等に立ち入り、限度超過車両の通行経路等を検査させること。

第七十条第三項第一号イ中「こと」の下に「(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号イを同号ヘとし、同号ス中「第七十一条第三項」の下に「(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、「モ及びセ」を「ハ及びニ」に改め、同号ヌを同号ホとし、同号セ中「レ及びビ」を「ラ及びビ」に改め、同号セを同号ニとし、同号モ中「レ及びビ」を「ラ及びビ」に改め、同号モを同号ハとし、同号中ヒをロとし、ヤからエまでをエからイまでとし、同号ク中「こと」の下に「(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号クを同号コとし、同号オ中「命ずること」の下に「(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号オを同号フとし、同号ノ中「第四十七条の七第二項」を「第四十七条の八第二項」に改め、同号ノを同号ケとし、同号ハ中「第四十七条の四第二項」を「第四十七条の五第二項」に改め、同号ハを同号マとし、同号ウ中「第四十七条の四第一項」を「第四十七条の五第一項」に改め、同号ウを同号ヤとし、同号ム中「第四十



七条の第三第二項を「第四十七条の四第二項」に改め、同号ムを同号クとし、同号ラ中「第四十七条の第三第一項」を「第四十七条の四第一項」に、「こえる」を「超える」に、「附した」を「付した」に改め、同号ラを同号オとし、同号ナを同号ノとし、同号カからネまでを同号ツからチまでとし、同号ワ中「こと」の下に「（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同号ヲを同号ソとし、同号ヲ中「こと」の下に「（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同号ヲを同号レとし、同号ルを同号タとし、同号ヌを同号ヨとし、同号ヨの前に次のように加える。

ル 法第三十九条の二第六項の規定に基づき、入札占用指針を定め、又はこれを変更しようとする場合において、市町村長の意見を聴くこと（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）。

ヲ 法第三十九条の三第一項の規定に基づき、入札占用計画を受領すること（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）。

ワ 法第三十九条の四第二項の規定に基づき、入札占用計画について所轄警察署長と協議すること。

カ 法第三十九条の六第二項の規定に基づき、変更後の入札占用計画について所轄警察署長と協議すること。

第七十条第三項第一号リ中「こと」の下に「（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同号リを同号ヌとし、同号チの次に次のように加える。

リ 法第三十七条第二項の規定に基づき、道路の占用の禁止又は制限区域等について所轄警察署長と協議すること（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）。

第七十条第五項第四号ハ中「特別警戒水位」を「洪水特別警戒水位」に改め、同号中チをリとし、ニからトまでをホからチまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 法第十三条の四の規定に基づき、関係市町村長に法第十三条第二項の規定による通知に係る事項を通知すること。

**附則**

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、こ

に公布する。

平成二十八年四月一日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県規則第四十四号**

福岡県児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福岡県児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成二十年福岡県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号の二中「~~警9警33~~」を「~~警9警33~~」に改める。

別記様式第三号の一中「60日」を「3か月」に、「不照申立」を「~~警9警33~~」に改める。

**附則**

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則を制定し、こ

に公布する。

平成二十八年四月一日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県規則第四十五号**

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則

**（趣旨）**

**第一条** この規則は、福岡県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例（平成二十七年福岡県条例第五十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例別表第一の規則で定める事務）

**第二条** 条例別表第一の一の項の規則で定める給付金は、私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒又は学生（以下「生徒等」という。）の保護者等（同法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。次条第二項第二号、第七条第一項及び第十条第二項第二号において同じ。）

に対して、授業料以外の教育に必要な経費の軽減を図ることを目的として支給する給付金（以下「福岡県私立高校生等奨学給付金」という。）とする。

2 条例別表第一の一の項の規則で定める事務は、福岡県私立高校生等奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第三条 条例別表第一の二の項の規則で定める支援金は、高等学校等を中途退学した後、県内に設置されている私立の高等学校等で学び直す生徒等に対して、教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として交付する支援金（以下「福岡県私立高等学校等学び直し支援金」という。）とする。

2 条例別表第一の二の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 福岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 福岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第四条 条例別表第一の三の項の規則で定める手帳は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十二条第一項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和三十一年法律第三十七号）第十二条第一項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対しその程度等を証するものとして知事が交付する手帳（以下「療育手帳」という。）とする。

2 条例別表第一の三の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 療育手帳の返還に関する事務

三 療育手帳交付台帳の整備に関する事務

四 療育手帳の交付を受けた者の氏名若しくは居住地の変更、療育手帳の交付を受けた者の保護者の変更若しくは療育手帳の交付を受けた者の保護者の氏名若しくは居住地の変更に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

五 療育手帳の再交付に関する事務

第五条 条例別表第一の四の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 行政措置として生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第十九条第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の実施に関する事務

二 行政措置として生活保護法第二十四条第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の開始若しくは同条第九項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三 行政措置として生活保護法第二十五条第一項に準じた取扱いによって実施する職権による外国人の保護の開始又は同条第二項に準じた取扱いによって実施する職権による外国人の保護の変更に関する事務

四 行政措置として生活保護法第二十六条に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の停止又は廃止に関する事務

五 行政措置として生活保護法第二十九条第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における資料の提供等の求めに関する事務

六 行政措置として生活保護法第五十五条の四第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

七 行政措置として生活保護法第六十三条に準じた取扱いによって実施する外国人の保護に要する費用の返還に関する事務

八 行政措置として生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までに準じた取扱いによって実施する外国人の保護における徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における徴収金の徴収を含む。）に関する事務

第六条 条例別表第一の五の項の規則で定める事務は、福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和五十年福岡県規則第三号）第二条の二の奨励金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第七条 条例別表第一の六の項の規則で定める給付金は、国（独立行政法人通則法（平

成十一年法律第百三十三号) 第二条第一項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号) 第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。) 及び地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。) の設置する高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。) の生徒等の保護者等に対して、授業料以外の教育に必要な経費の軽減を図ることを目的として支給する給付金(以下「福岡県高校生等奨学給付金」という。) とする。

2 条例別表第一の六の項の規則で定める事務は、福岡県高校生等奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第八条 条例別表第一の七の項及び八の項の規則で定める事務は、福岡県立学校授業料等減免規則(昭和二十七年福岡県教育委員会規則第十一号) 第三条第一項の授業料等の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第九条 条例別表第一の九の項の規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のために必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料に対する応答に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号) によるものを除く。) とする。

第十条 条例別表第一の一〇の項の規則で定める支援金は、高等学校等を退学した後、地方公共団体の設置する県内の高等学校等で学び直す生徒に対して、教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として支給する支援金(以下「高等学校等学び直し支援金」という。) とする。

2 条例別表第一の一〇の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

(条例別表第二の規則で定める事務及び情報)

第十一条 条例別表第二の一の項の規則で定める事務は、福岡県私立高校生等奨学給付

金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- 一 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同法第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同法第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報(以下「生活保護実施関係情報」という。)

二 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る行政措置として生活保護法第十九条第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の実施、行政措置として同法第二十四条第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の開始若しくは同法第九項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の変更、行政措置として同法第二十五条第一項に準じた取扱いによって実施する職権による外国人の保護の開始若しくは同法第二項に準じた取扱いによって実施する職権による外国人の保護の変更又は行政措置として同法第二十六条に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の停止若しくは廃止に関する情報(以下「外国人保護実施関係情報」という。)

三 当該申請を行う者に係る福岡県高校生等奨学給付金の支給に関する情報

第十二条 条例別表第二の二の項の規則で定める事務は、福岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項の高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。

第十三条 条例別表第二の三の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法第六条の二第二項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。) 又は医療費支給認定基準世帯員(児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号) 第二十二条第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下同じ。) に係る外国人保護実施関係情報

報

二 児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更に関する事務 当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る外国人保護実施関係情報

**第十四条** 条例別表第二の四の項の規則で定める事務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十一条の費用の徴収に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置に係る精神障害者（以下「措置入院者」という。）又は当該措置入院者と同一の世帯に属する者に係る外国人保護実施関係情報

**第十五条** 条例別表第二の六の項の規則で定める事務は、児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人保護実施関係情報とする。

**第十六条** 条例別表第二の七の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務 次に掲げる情報
- イ 児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に係る児童（以下「措置児童」という。）又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る療育手帳の交付に関する情報

- ロ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る外国人保護実施関係情報
- 二 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第五号に係る部分に限る。） 児童福祉法第二十条第一項の療育の給付を受ける児童又は当該児童の扶養義務者に係る外国人保護実施関係情報

三 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第六号に係る部分に限る。） 次に掲げる情報

イ 児童福祉法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護を受ける児童（以下「保護児童」という。）又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る療育手帳の交付に関する情報

ロ 児童福祉法第二十二条第一項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦（以下「助産妊産婦」という。）若しくは当該助産妊産婦と同一の世帯に属する者又は保護児童若しくは当該保護児童の扶養義務者に係る外国人保護実施関係情報

四 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七号及び第七号の二に係る部分に限る。） 第一号に掲げる情報

**第十七条** 条例別表第二の八の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報
- イ 生活保護法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者（以下「要保護者等」という。）に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の費用負担に関する情報

- ロ 要保護者等に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十二条第一項の療養費の支給に関する情報
- ハ 要保護者等に係る身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- ニ 要保護者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

- ホ 要保護者等に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- ヘ 要保護者等に係る外国人保護実施関係情報又は行政措置として生活保護法第五十五条の四第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における就労自立給付金の支給に関する情報
- ト 要保護者等に係る公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第一項又は第二十八条第二項の家賃の額に関する情報

二 生活保護法第二十四条第一項の保護の開始又は同条第九項の保護の変更の申請に

係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報  
 三 生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更に関する事務 第一号に掲げる情報

四 生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務 第一号に掲げる情報  
 五 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第一号に掲げる情報

**第十八条** 条例別表第二の九の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項若しくは第三項の支給給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号。以下「平成十九年改正法」という。）附則第四条第一項の支給給付の支給の実施に関する事務 次に掲げる情報

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項若しくは第三項の支給給付若しくは平成十九年改正法附則第四条第一項の支給給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下「要支援者等」という。）に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の費用負担に関する情報

ロ 要支援者等に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十二条第一項の療養費の支給に関する情報  
 ハ 要支援者等に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ニ 要支援者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報  
 ホ 要支援者等に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

へ 要支援者等に係る外国人保護実施関係情報又は行政措置として生活保護法第五十五条の四第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における就労自立給付金の支給に関する情報

ト 要支援者等に係る公営住宅法第十六条第一項又は第二十八条第二項の家賃の額に関する情報

二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項（平成十九年改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によりその例によることとされる生活保護法第二十四条第一項の開始又は同条第九項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

三 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第二十五条第一項の職権による開始又は同条第二項の職権による変更に関する事務 第一号に掲げる情報

四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務 第一号に掲げる情報

五 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第一号に掲げる情報

**第十九条** 条例別表第二の一〇の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は

当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人保護実施関係情報

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に係る事務 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人保護実施関係情報

第二十条 条例別表第二の一の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 行政措置として生活保護法第十九条第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報

イ 行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護を必要とする状態にある者又は保護を受けていた者（以下「外国人要保護者等」という。）に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の費用負担に関する情報

ロ 外国人要保護者等に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十二条第一項の療養費の支給に関する情報

ハ 外国人要保護者等に係る児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報

ニ 外国人要保護者等に係る児童福祉法第二十条第一項の療育の給付の支給に関する情報

ホ 外国人要保護者等に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報

ヘ 外国人要保護者等に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ト 外国人要保護者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

チ 外国人要保護者等に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報

リ 外国人要保護者等に係る児童扶養手当法（昭和三十六年法律二百三十八号）第四十条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

ヌ 外国人要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する情報

ル 外国人要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報

ヲ 外国人要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

ワ 外国人要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は国民年金等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報

カ 外国人要保護者等に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項若しくは第三項の支給給付の支給の実施又は平成十九年改正法附則第四条第一項の支給給付の支給の実施に関する情報

ヨ 外国人要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（精神通院医療に係る自立支援医療費に限る。）の支給に関する情報

タ 外国人要保護者等に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

レ 外国人要保護者等に係る公営住宅法第十六条第一項又は第二十八条第二項の家賃の額に関する情報

二 行政措置として生活保護法第二十四条第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の開始又は同条第九項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

三 行政措置として生活保護法第二十五条第一項に準じた取扱いによって実施する職権による外国人の保護の開始又は同条第二項に準じた取扱いによって実施する職権

による外国人の保護の変更に関する事務 第一号に掲げる情報

四 行政措置として生活保護法第二十六条に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の停止又は廃止に関する事務 第一号に掲げる情報

五 行政措置として生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までに準じた取扱いによって実施する外国人の保護における徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第一号に掲げる情報

**第二十一条** 条例別表第二の一・二の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 公営住宅法第十六条第一項又は第二十八条第二項の家賃の決定に関する事務 公営住宅法第二条第二号の公営住宅の入居者又は同居者（以下「公営住宅入居者等」という。）に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

二 公営住宅法第十六条第四項（同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報及び公営住宅入居者等に係る外国人保護実施関係情報

三 公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

四 公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 第二号に掲げる情報

五 公営住宅法第二十七条第五項又は第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 第二号に掲げる情報

六 公営住宅法第二十九条第一項の明渡し請求に関する事務 第一号に掲げる情報

七 公営住宅法第二十九条第七項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 第二号に掲げる情報

八 公営住宅法第三十条第一項のあっせん等に関する事務 第一号に掲げる情報

九 公営住宅法第三十二条第一項の明渡し請求に関する事務 第二号に関する事務

十 公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務 第二号に関する事務

**第二十二条** 条例別表第二の一・三の項の規則で定める事務は、福岡県高校生等奨学給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 当該申請を行う者に係る福岡県私立高校生等奨学給付金の支給に関する情報

二 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

三 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人保護実施関係情報

情報

**第二十三条** 条例別表第二の一・四の項の規則で定める事務は、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十四条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 学校保健安全法第二十四条の保護者に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の経費の支弁に関する情報

二 学校保健安全法第二十四条の保護者に係る特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）

**第二十四条** 条例別表第二の一・五の項の規則で定める事務は、高等学校等及び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項の高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。

（条例別表第三の規則で定める事務及び情報）

**第二十五条** 条例別表第三の一の項の規則で定める事務は、福岡県私立高等学校等及び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校等及び直し支援金の支給に関する情報とする。

**第二十六条** 条例別表第三の二の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務 要保護者等に係る特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）

二 生活保護法第二十四条第一項の保護の開始又は同条第九項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

三 生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更に関する事務 第一号に掲げる情報

四 生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務 第一号に掲げる情報

五 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第一号に掲げる情報

**第二十七条** 条例別表第三の三の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 行政措置として生活保護法第十九条第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の実施に関する事務 外国人要保護者等に係る特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）

二 行政措置として生活保護法第二十四条第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の開始又は同条第九項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

三 行政措置として生活保護法第二十五条第一項に準じた取扱いによって実施する職権による外国人の保護の開始又は同条第二項に準じた取扱いによって実施する職権による外国人の保護の変更に関する事務 第一号に掲げる情報

四 行政措置として生活保護法第二十六条に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の停止又は廃止に関する事務 第一号に掲げる情報

五 行政措置として生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までに準じた取扱いによって実施する外国人の保護における徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護にお

る徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第一号に掲げる情報

**第二十八条** 条例別表第三の四の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

二 特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る外国人保護実施関係情報

**第二十九条** 条例別表第三の五の項の規則で定める事務は、学校保健安全法第二十四条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 学校保健安全法第二十四条の保護者に係る生活保護実施関係情報

二 学校保健安全法第二十四条の保護者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

三 学校保健安全法第二十四条の保護者に係る外国人保護実施関係情報

**第三十条** 条例別表第三の六の項の規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 当該経費の支弁を受ける者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

二 当該経費の支弁を受ける者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人保護実施関係情報

**第三十一条** 条例別表第三の七の項の規則で定める事務は、高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る福岡県私立高等学校等学び直し支援金の交付に関する情報とする。

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。



福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十六号

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

福岡県住民基本台帳法施行細則（平成十四年福岡県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第六条の」を「第八条の」に改める。

第八条から第十条までを次のように改める。

（条例第三条の規則で定める方法）

第八条 条例第三条の規定による本人確認情報の提供は、電子計算機（電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。以下同じ。）の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成十四年六月総務省告示第三百三十四号。以下「技術的基準告示」という。）によるものとする。

（条例第五条の規則で定める方法）

第九条 条例第五条の規定による本人確認情報の提供は、電子計算機によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、技術的基準告示によるものとする。

（条例別表第一の規則で定める事務）

第十条 条例別表第一の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の認証の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 特定非営利活動促進法第二十三条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 三 特定非営利活動促進法第三十四条第三項の認証の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

本則に次の二条を加える。

（条例別表第二の規則で定める事務）

第十一条 条例別表第二第一号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は指名若しくは住所の確認

2 条例別表第二第二号の規則で定める給付金は、私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒又は学生（以下「生徒等」という。）の保護者等（同法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対して、授業料以外の教育に必要な経費の軽減を図ることを目的として支給する給付金（以下「福岡県私立高校生等奨学給付金」という。）とする。

3 条例別表第二第二号の規則で定める事務は、福岡県私立高校生等奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

4 条例別表第二第三号の規則で定める支援金は、高等学校等を中途退学した後、県内に設置されている私立の高等学校等で学び直す生徒等に対して、教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として交付する支援金（以下「福岡県私立高等学校等学び直し支援金」という。）とする。

5 条例別表第二第三号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 福岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 福岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

6 条例別表第二第四号の規則で定める事務は、行政書士法施行細則（昭和二十六年福

福岡規則第三十号) 第四条第二項の規定による行政書士試験合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

7 条例別表第二第五号の規則で定める事務は、福岡県青少年健全育成条例(平成七年福岡県条例第四十六号) 第二十一条第一項又は第二項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。

8 条例別表第二第六号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 福岡県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年福岡県条例第二十一号) 第十七条第一項から第三項までの規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

二 福岡県心身障害者扶養共済制度条例第十七条第四項の規定による報告の受理又はその報告に係る事実についての審査

9 条例別表第二第七号の規則で定める手帳は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六百六十四号) 第十二条第一項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号) 第十二条第一項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害がある者と判定された者に対しその程度等を証するものとして知事が交付する手帳(以下「療育手帳」という。)とする。

10 条例別表第二第七号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 療育手帳の返還

三 療育手帳交付台帳の整備

四 療育手帳の交付を受けた者の氏名若しくは居住地の変更、療育手帳の交付を受けた者の保護者の変更若しくは療育手帳の交付を受けた者の保護者の氏名若しくは居住地の変更に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

五 療育手帳の再交付

11 条例別表第二第八号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 行政措置として生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号) 第十九条第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の実施

二 行政措置として生活保護法第二十四条第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の開始若しくは同条第九項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 行政措置として生活保護法第二十五条第一項に準じた取扱いによって実施する職権による外国人の保護の開始又は同条第二項に準じた取扱いによって実施する職権による外国人の保護の変更

四 行政措置として生活保護法第二十六条に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の停止又は廃止

五 行政措置として生活保護法第二十九条第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における資料の提供等の求め

六 行政措置として生活保護法第五十五条の四第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

七 行政措置として生活保護法第六十三条に準じた取扱いによって実施する外国人の保護に要する費用の返還

八 行政措置として生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までに準じた取扱いによって実施する外国人の保護における徴収金の徴収(同法第七十八条の二第一項又は第二項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における徴収金の徴収を含む。)

12 条例別表第二第九号の規則で定める事務は、福岡県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則(昭和五十年福岡県規則第三号) 第二条の二の奨励金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

13 条例別表第二第一〇号の規則で定める給付金は、国(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号) 第二条第一項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号) 第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。)の設置する高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)

（の生徒等の保護者等に対して、授業料以外の教育に必要な経費の軽減を図ることを目的として支給する給付金（以下「福岡県高校生等奨学給付金」という。）とする。

14 条例別表第二第一〇号の規則で定める事務は、福岡県高校生等奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

（条例別表第三の規則で定める事務）

**第十二条** 条例別表第三の一の項の年金である給付の支給に関する事務であつて規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
- 二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
- 三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は指名若しくは住所の確認

2 条例別表第三の一の項の福岡県立学校の授業料の減免に関する事務であつて規則で定める事務及び福岡県立高等学校の通信教育受講料の減免に関する事務であつて規則で定める事務は、福岡県立学校授業料等減免規則（昭和二十七年福岡県教育委員会規則第十一号）第三条第一項の授業料等の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

3 条例別表第三の一の項の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料に対する応答に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）によるものを除く。）とする。

4 条例別表第三の一の項の規則で定める支援金は、高等学校等を退学した後、地方公共団体の設置する県内の高等学校等で学び直す生徒に対して、教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として支給する支援金（以下「高等学校等学び直し支援金」という。）とする。

5 条例別表第三の一の項の高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であつて規

則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
- 6 条例別表第三の二の項の規則で定める事務は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十条第一項の規定による審査請求の受理、その審査請求に係る事実についての審査又はその審査請求に対する応答とする。
- 7 条例別表第三の三の項の規則で定める事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の規定による監査請求の受理、その監査請求に係る事実についての審査又はその監査請求に対する応答とする。

**附則**

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県自治紛争処理委員審理関係書類閲覧等規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月一日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県規則第四十七号**

福岡県自治紛争処理委員審理関係書類閲覧等規則

（趣旨）

**第一条** この規則は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十八条第一項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十八条の五において準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）及び福岡県自治紛争処理委員審理関係書類複写等手数料条例（平成二十八年福岡県条例第 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（閲覧等の求め）

**第二条** 地方自治法第二百五十八条第一項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による提出書類等（以下「審理関係書類等」という。）の閲覧又は交付

(以下「閲覧等」という。)を求める者(以下「閲覧等請求人」という。)は、審理関係書類閲覧等請求書(様式第一号)を福岡県自治紛争処理委員(地方自治法第二百五十一条第二項の規定により福岡県知事が任命した者をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

(閲覧等の求めに対する決定及び通知)

**第三条** 福岡県自治紛争処理委員は、前条の規定による閲覧等の請求に係る審理関係書類等の全部又は一部の閲覧等を認めるときは、その旨の決定をし、閲覧等請求人に対し、その旨並びに閲覧等を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 福岡県自治紛争処理委員は、前条の規定による閲覧等の請求に係る審理関係書類等の全部の閲覧等を認めないときは、閲覧等を認めない旨の決定をし、閲覧等請求人に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(手数料の減免)

**第四条** 地方自治法第二百五十八条第一項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を求める者(次項において「交付請求人」という。)は、手数料の減額又は免除を受けようとするときは、当該交付を求める際に、併せて審理関係書類複写等手数料減免申請書(様式第二号)を福岡県自治紛争処理委員に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、交付請求人が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十一條第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 様式第 1 号（第 2 条関係）

## 審理関係書類閲覧等請求書

年 月 日

福岡県自治紛争処理委員 殿

住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
 電 話 番 号 \_\_\_\_\_

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 258 条第 1 項において準用する行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 38 条第 1 項の規定により、下記の書類の閲覧等を求めます。

閲覧等の対象である審査の申立て又は審決の申請	<p style="text-align: right;">を不服として</p> <p style="text-align: center;">年 月 日付けで行った</p> <p> <input type="checkbox"/> 審査の申立て  <input type="checkbox"/> 審決の申請         </p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">           左のいずれかの□にレ印を記入すること         </div>
閲覧等を求める審理関係書類等の名称等	
求める閲覧等の方法 （該当する□にレ印を記入すること）	<p> <input type="checkbox"/> 閲覧    <input type="checkbox"/> 写し又は書面の交付          （写し又は書面の交付を求める場合、以下も記入すること。）       </p> <p>         1. <input type="checkbox"/> 片面複写（出力）    <input type="checkbox"/> 両面複写（出力）          2. <input type="checkbox"/> 全て単色刷りでの交付（1枚10円）             <input type="checkbox"/> 原本どおりの交付（多色刷りは1枚30円）          3. <input type="checkbox"/> 郵送希望       </p>

注 1 写し又は書面の交付を求める場合であって、経済的困難により手数料を納付する資力がないために手数料の減免を求める者は、審理関係書類複写等手数料減免申請書（様式第 2 号）を併せて提出すること。

2 閲覧等を請求できる期間は、審理手続が終結するまでの間に限る。

様式第 2 号 (第 4 条関係)

審理関係書類複写等手数料減免申請書

年 月 日

福岡県自治紛争処理委員 殿

審査申立人・審決申請人(参加人) \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり審理関係書類の写し等の交付に係る手数料の減免を受けたいので、福岡県自治紛争処理委員審理関係書類閲覧等規則第 4 条第 1 項の規定により申請します。

記

減免を申請する理由 (次のいずれかの□にレ印を記入すること)

- 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けているため

※当該扶助を受けていることを証明する書面を添付すること。

- その他減免を申請する理由があるため

具体的に理由を記入すること。

※市町村民税非課税世帯であることを証明する書面その他の減免を受けるべき当該事実を証する書面を添付すること。

訓 令

福岡県訓令第 七 号

本 庁  
出 先 機 関  
福 岡 県 警 察 本 部  
福 岡 県 教 育 庁  
福 岡 県 監 査 委 員 事 務 局  
福 岡 県 人 事 委 員 会 事 務 局  
福 岡 県 労 働 委 員 会 事 務 局  
福 岡 県 議 会 事 務 局

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県事務決裁規程（昭和四十年三月福岡県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第七条の表知事部局の項中

支所の所掌事務 については支所 長、八女県土整 備事務所災害事 務センター（以 下「災害事業セ ンター」という 。）の所掌事務 についてはセン ター長、その他 の事務について は副所長又は当 該事務を担当す る地域整備企画 監	出張所の所掌事 務については出 張所長、その他 の事務について は主務課（室） の課（室）長（ 当該事務を担当 当する課（室） 長がいな場合 は、所長が指定 する職員）
---	--

副所長の決 裁事項	支所の所掌事務 については支所 長、災害事業セ ンターの所掌事 務についてはセ ンター長、出張 所の所掌事務に ついては出張所 長、その他の事 務については主 務課（室）の課 （室）長（当該 事務を担当する 課（室）長がい ない場合は、所 長が指定する職 員）	支所及び災害事 業センターの所 掌事務について は主務課（室） の課（室）長、 出張所の所掌事 務については所 長が指定する職 員、その他の事 務については課 長補佐を置く課 にあつては主務 課の課長補佐、 課長補佐を置か ない課又は室に あつては主務係 の係長又は主務 課（室）の副長 、係長及び副長 を置かない課（ 室）にあつては 所長が指定する 職員（主務課（ 室）がない場合 は、所長が指定 する職員）
支所長の決 裁事項	主務課（室）の 課（室）長	主務係の係長又 は主務課の副長 主務係の係長（ 係長を置かない 課にあつては、 所長が指定する 職員）
センター長 の決裁事項	主務課の課長	出張所の所掌事 務については出 張所長、その他 の事務について は主務課（室） の課（室）長（ 当該事務を担当

所長の決 裁事項	支所の所掌事務 については支所 長、その他の事 務については副 所長又は当該事	出張所の所掌事 務については出 張所長、その他 の事務について は主務課（室） の課（室）長（ 当該事務を担当
-------------	---	---

を

第十条の表第十六号決裁事項の欄中

支所長の決 裁事項	主務課(室)の 課(室)長	支所の所掌事務 については支所 長、出張所の所 掌事務については 出張所長、そ の他の事務につ いては主務課(室) の課(室)長(当該事務を 担当する課(室) 長がいな場合 は、所長が指 定する職員)	務を担当する地 域整備企画監
	主務係の係長又 は主務課の副長	支所の所掌事務 については主務 課(室)の課(室) 長、出張所の 所掌事務につ いては所長が指 定する職員、そ の他の事務につ いては課長補佐 を置く課にあつ ては主務課の課 長補佐、課長補 佐を置かない課 又は室にあつて は主務係の係長 又は主務課(室) (の)副長、係長 及び副長を置か ない課(室)に あつては所長が 指定する職員(主 務課(室)が ない場合は、所 長が指定する職 員)	する課(室)長 がない場合は 、所長が指定す る職員)

に改める。

副知事が特に重要と認め  
る異議の申立、審査請求  
、再審査請求及び訴訟等  
に関する決定を行うこと  
。

本庁が行つた処分等に係  
る異議の申立並びに知事

副知事が特に重要と認め  
る審査請求等及び訴訟等  
に関する決定を行うこと  
。

本庁が行つた処分等に係

が監督する行政庁が行つ  
た処分等に対する審査請  
求及び再審査請求並びに  
訴訟等に関する決定を行  
うこと。

出先機関の長が行つた処  
分等に係る異議の申立、  
審査請求及び再審査請求  
に係る決定を行うこと。

を

る審査請求等及び知事が  
監督する行政庁が行つた  
処分等に対する審査請求  
等並びに訴訟等に関する  
決定を行うこと。

出先機関の長が行つた処  
分等に係る審査請求等に  
関する決定を行うこと。

に改める。

第十五条の四中「総務部総務事務センター課長」を「総務部総務事務厚生課長(以下「総務事務厚生課長」という。）」の「同課長」を「総務事務厚生課長」に改める。

第十六条第八号ホ中「総務事務センター(以下この条中「センター」を「総務部総務事務厚生課(以下「総務事務厚生課」に改め、同号へからつまでの規定中「センター」を「総務事務厚生課」に改め、同条第十二号の二中「総務事務センター課長専決事項」を「総務事務厚生課長専決事項」に改め、同号二中「総務事務センター課長(以下「センター課長」という。）」を「総務事務厚生課長」に改め、同条第十三号中「並びに第二項第一号及び第二号」を「及び第二項第一号から第三号まで」に改め、同号コを同号エとし、同号ラからフまでを同号ムからコマまでとし、同号ナ中「センター」を「総務事務厚生課」に改め、同号ナを同号ラとし、同号ネ中「センター」を「総務事務厚生課」に改め、同号ネを同号ナとし、同号中ツをネとし、ソの次に次のように加える。

ツ 規則第二百十九条に規定する行政財産の使用目的の変更又は原状変更の申請のうち、規則第二百十六条第二項の規定により目的外使用許可をした行政財産に係るものを承認すること。

第十七条第五号中「センター課長」を「総務事務厚生課長」に改め、同条第六号イ中「センター課長」を「前号の総務事務厚生課長」に改める。

第二十一条第十二号中「第二十号」を「第二十条第二項」に、「同条各号」を「同項各号」に改め、同条第十三号中「第四十一条」を「第四十一条第二項」に、「同条各号」を「同項各号」に、「もの」を「者」に改める。

第二十一条の十二を削る。

第二十二条の三第三項中「又は災害事業センター」、「それぞれ」及び「又は「セン



ター長」を削る。

別表一第一項知事決裁事項の欄第六号中「異議申立て又は」を削り、同項副知事専決事項の欄第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、同表第八項知事決裁事項の欄第五号中「行政不服審査法第七条の規定による異議申立て」を「申立て」に改め、同表第十項の三部長等専決事項の欄第一号中「第十九条」を「第二十条第一項」に改め、「開示決定等」の下に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項課長専決事項の欄第八号中「第二十条」を「第二十条第二項」に、「同条各号」を「同項各号」に改め、同表第十項の五部長等専決事項の欄第一号中「第四十条」を「第四十一条第一項」に、「又は利用停止決定等」を「若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項課長専決事項の欄第十九号中「第四十一条」を「第四十一条第二項」に、「同条各号」を「同項各号」に改め、同表第十二項課長専決事項の上欄第二号、第九号及び第十四号中「新社会推進部」を「人づくり・県民生活部」に改め、同表第十三項課長専決事項の上欄第一号中「新社会推進部社会活動推進課長」を「人づくり・県民生活部社会活動推進課長」に改める。

別表二中「センター課長」を「総務事務厚生課長」に改める。

別表三中「総務事務センター」を「総務事務厚生課」に、「センター課長」を「総務事務厚生課長」に改める。

別表五の注中「総務事務センター」を「総務事務厚生課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県訓令第八号

本 庁

出先機関

福岡県職員 の 駐在 に関する 規程 の 一部 を 改正 する 訓令 を 次の よう に 定める。

平成 二 十 八 年 四 月 一 日

福岡県知事 小川 洋

福岡県職員 の 駐在 に関する 規程 の 一部 を 改正 する 訓令  
福岡県職員 の 駐在 に関する 規程 ( 昭和 三 十 一 年 二 月 福 岡 県 訓 令 第 十 二 号 ) の 一 部 を 次  
の よう に 改正 する。  
別表生涯学習事務関係の項の前に次のように加える。

国際交流 事務関係	北九州市
国際政策課	G7北九州エネ ギー大臣会合関係 事務に関する事

別表青少年対策事務関係の項を削り、同表中スポーツ事務関係の項及び国際交流事務関係の項を次のように改め、東九州自動車道建設促進事務関係の項を削る。

スポーツ 事務関係	福岡市	福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市 古賀市 福津市 糸島市 筑紫郡 糟屋郡
	久留米市	久留米市 小郡市 うきは市 朝倉市 朝倉郡 三井郡
	直方市	北九州市 直方市 中間市 宮若市 遠賀郡 鞍手郡
	飯塚市	飯塚市 田川市 嘉麻市 嘉穂郡 田川郡
	大牟田市	大牟田市
スポーツ振 興課	<p>一 スポーツの推 進に関する総合 企画・調整に関 すること。</p> <p>二 スポーツの奨 励及びスポーツ 行事の実施に関 すること。</p> <p>三 スポーツに関 する指導助言に 関すること。</p> <p>四 スポーツに関 する指導者の養 成及び研修に関 すること。</p>	



上町	築上郡築上町	毛町	築上郡上毛町	富町	築上郡吉富町	やこ町	京都郡みやこ町	田町	京都郡田町
----	--------	----	--------	----	--------	-----	---------	----	-------

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十二号

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部の施行

期日を定める規則

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例（平成二十七年福岡県条例第五十九号）中第三条第一項（別表第一及び別表第二に係る部分に限る。）、第二項及び第四項、第四条並びに別表第一から別表第三までの規定の施行期日は、平成二十八年四月一日とする。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十三号

福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める

規則

福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（平成二十七年福岡県条例第五十七号）中別表第二及び別表第三の改正規定の施行期日は、平成二十八年四月一日とする。